

意見公募の結果について

資料1

1. 実施概要

意見募集期間	令和7年11月5日～令和7年12月5日
周知方法	市ホームページへの情報掲載、広報こしがや11月号への記事掲載、越谷 city メールによる周知
意見提出方法	各施設に設置した意見箱への投函、郵送、FAX、電子メール、電子申請
意見箱設置場所	全15か所(市役所地域共生推進課窓口、情報公開センター、各地区センター(13か所))
意見数	意見提出者数:3人、意見数:5件(意見箱1人、電子メール1人、電子申請1人)

2. 意見数内訳

項目	件数	市の考え方			
		A	B	C	D
計画全体に関すること					
「第1章 計画の概要」に関すること	2	2			
「第2章 現状と課題」に関すること	1		1		
「第3章 計画の方向性」に関すること					
「第4章 施策の展開」に関すること	2		1	1	
「第5章 計画を推進するために」に関すること					
合計	5	2	2	1	

<市の考え方の区分>

A: 意見(または意見の一部)を反映し、計画案を修正します。

B: すでに計画案に意見の趣旨が含まれています。

C: 計画案の修正はしませんが、実施段階で参考にします。

D: その他

3. 計画素案への反映

・国の動向(素案3ページ)に「高次脳機能障害者支援法」の成立について追加

4. 各意見に対する市の考え方

No	意見(要旨)	市の考え方
1	統計でみる越谷市の状況について、自殺者数が54名から令和6年に51名になりましたので、40名台にしていってください。	<p>本市の自殺者数は、平成23年までは80人前後で推移していましたが、平成24年以降は減少傾向となり、近年は概ね50～60人台で推移しています。</p> <p>ご意見にありますとおり、自殺者数をより一層減少させていくことは、市民の生命を守る観点から極めて重要な課題であると認識しています。</p> <p>本計画では、具体的な数値目標の設定は行っていませんが、自殺対策に関する施策については、計画素案48ページに記載しているほか、令和6年度を始期とする「第2次越谷市いのち支える自殺対策推進計画」において、自殺対策の推進を図っております。</p> <p>引き続き、健康問題や家庭問題など、自殺に至る背景となる様々な要因に対応するため、関係機関、各種団体と連携しながら、自殺対策の推進に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(B)</p>
2	社会的な孤独・孤立を防ぎ支援につなぐ仕組みづくりで、地域とのつながりを面倒に感じるなどの傾向が一部あるとのことで、面倒に感じないよう相談対応体制を充実させてください。	<p>ご意見のとおり、アンケート調査の結果では、「ご近所の方とお付き合いをどの程度していますか」という設問に対し、「ほとんど付き合いはない」と回答した方の割合が9.1%となり、前回調査より増加しています。</p> <p>地域とのつながりを負担に感じる方が一定数存在することも含め、孤独・孤立の課題は多様化していると認識しています。</p> <p>このような中、独居で不安を抱える方や、周囲との関わりを持たない方が、深刻な状況に至る前に必要な支援につながる事が重要であることから、計画案の基本目標2に掲げる「包括的な支援体制の構築」に基づき、本人の状況や意向に配慮した相談・支援体制の充実を努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(B)</p>

3	<p>高次脳機能障害の支援について、今後高次脳機能障害支援法が成立されたら、計画の中に取り入れていただきたいです。</p> <p>この障害は発達障害や認知症と類似性がありつつ、個人差が大きく緩やかな回復の可能性もあることから、これらの障害と同等の支援を受けられるようになることを望みます。また、当事者や家族への過度な負担を軽減するための公的な支援策の導入も重要だと考えます。この突発的な障害に苦しむ人々が孤立せず、適切な支援を受けられる体制の整備を切にお願いいたします。</p>	<p>高次脳機能障害者の意思を尊重し、自立と社会参加を促し、地域で共生できる社会の実現を目指した同法の成立を、3ページに追記いたします。</p> <p>高次脳機能障害のある方やご家族が、地域で安心して暮らせるための支援体制の整備は、大変重要であると認識しております。今後、法制化後の動きを注視してまいります。</p> <p>なお、本計画は「地域福祉計画」として、高齢・障がい・児童などの分野を超えた共通事項や理念を定める上位計画という位置づけになります。そのため、特定の障がい種別に限定した記載ではなく、「障がいのある人」といった包括的な表現を用いて整理をしております。</p> <p>頂いたご意見は担当部署とも共有し、連携して支援の充実に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(A)</p>
4	<p>高次脳機能障害者支援法が成立した折には、そのことを3ページに記してください。</p>	<p>高次脳機能障害者の意思を尊重し、自立と社会参加を促し、地域で共生できる社会の実現を目指した同法の成立を、3ページに追記いたします。</p> <p style="text-align: right;">(A)</p>
5	<p>器質性精神障害のうち、認知症についてだけ施策が盛り込まれています。若年性認知症の方や高次脳機能障害児者への支援施策についても計画に盛り込んでください。例えば、「若年性認知症の方や高次脳機能障害者に対して、介護保険サービスと障害福祉サービスを担う多機関が協働連携して支援する体制を整備していく」、「高次脳機能障害児に対して児童福祉法に基づくサービスと障害者総合支援法に基づくサービスを、移行期も含め、多機関が協働連携して支援する体制を整備していく」といった施策を計画に盛り込んで下さい。</p>	<p>本計画において「認知症」や「障がい」と記載する場合は、高齢者に限らず若年性認知症の方や高次脳機能障害のある方といった何らかの事由により生きづらさを感じている方を包括的に含めた、支援を必要とするすべての方を想定し記載しております。</p> <p>計画の記載上は包括的な表現となっておりますが、分野を横断した課題や従来の枠組みでは対応できない課題に対応するための機能として72ページの重層的支援体制整備事業や51ページの庁内連携会議を整備しております。頂いたご意見は担当部署とも共有し、連携して支援の充実に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(C)</p>